

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則1】法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	平成28年4月に法人化し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて定款や諸規則を制定し、それを遵守することで、適切な団体運営および事業運営に努めている。	(1) 定款			(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること					(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること。		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	事業運営にあたり、中央競技団体及び弊会の定款・各種規則を遵守している。また、県や市の所有する施設等を利用する場合はそれぞれの関係条例や規則等を遵守している。	(1) 定款 (2) 基本規程			(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	理事会、社員総会における計算書類及び事業報告の承認手続きや、監事による監査を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。今後、役員選考委員会を設置し、候補者の人選作業を進めるにあたっては透明性・客観性・公平性のある役員選考をしていく。その上で役員総数や女性割合の適正化を図っていく。	(1) 定款 (2) 基本規程			(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここである「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役職員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」
	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守するために、定款を制定し、組織運営に必要な各種規程を定めている。	(1) 定款 (2) 基本規程			(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	県協会全体の組織運営を適切および円滑に行うため、規程に則り、各連盟、部会、市町協会から選出している。また、理事及び監事については理事会の決議によって選出し、社員総会にて承認しており、各連盟、部会、市町協会の意見が反映されるように構成している。	(1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 正会員名簿 (4) 組織図			(1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	定款で理事会の構成人数を定め、各連盟、部会に係わるメンバーがバランス良く含まれるように構成している。	(1) 役員名簿 （理事名簿）			(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	理事または監事は就任時に満65歳未満、会長及び副会長は就任時に満70歳未満と定めている。再任回数の上限については、会長及び業務執行理事は連続して5期を越えないことを定めているが、その他の役員については定めていないため検討していく予定である。	(1) 定款 (2) 基本規程			(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	現在 は 規程 に 基 づ い て、内 部 で 選 定 し て い る。会 長 候 補 は 各 連 盟、部 会 か ら 候 補 者 を 選 出 し て も ら っ て い る。そ の 他 の 役 員 は 各 連 盟、部 会 か ら 情 報 を 得 な が ら 専 務 理 事、常 務 理 事（2 名）で 候 補 者 を 選 定 し て い る。今 後 は 外 部 有 識 者 を 含 む 選 考 委 員 会 の 設 置 に つ い て 検 討 し て い き た い。	(1) 定款 (2) 基本規程			(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	現在、理事 2 6 名中、女性理事は 5 名で全体の 1 9 % である。 業務執行理事をはじめ、それぞれが各自のポジションで確実に業務を遂行しており、県内の状況を踏まえると女性理事の割合を 2 0 ～ 2 5 % に維持できるよう、人材の育成に努めていきたい。	(1) 役員名簿			(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	年度毎に基本方針と重点事項は 6 月の社員総会で公表している。 中期目標は現在策定中である。	(1) 総会資料			(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中期目標	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	県協会を運営しているのは、全員、本業を別とするボランティアである。協会主催の各種事業においても各連盟、部会、委員会からボランティアで活動に参加してくれている。20・30歳代の人材発掘に取り組み、組織的に運営を行っている。	(1) 組織図 (2) 役員名簿			(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	総務および事務局と各連盟、部会、委員会の会計担当者で連絡を確実に取るとともに、事務局規程に則り、適切に経理処理が行われている。また、顧問会計士の助言を受け、各種財務関係書類を作成しており、決算時には監事による監査を受け、社員総会で決議している。	(1) 総会資料			(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	毎月開催される理事会で役員には口頭での働きかけを行っている。今後は役員対象の研修会等を実施し、コンプライアンス意識の向上を図りたい。				(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役職員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	指導者講習会や審判講習会において、コンプライアンス・インテグリティ研修を実施している。また、各カテゴリーでの会議でもコンプライアンスやインテグリティを話題にしチームで共有するよう呼びかけている。今後は指導者や審判員だけではなく、競技者向けの教育機会について検討していく予定である。				(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	毎年4月に実施している全国審判長会議伝達講習会において実施している。また、定期的に開催している審判委員会の際にも、各カテゴリー担当者が意見交流している。	(1) 審判委員会資料			(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	事務局規程に「財務及び会計」に関する規定を設け、契約税理士の指導に基づき、適正な会計処理を行っている。	(1) 定款 (2) 事務局規程			(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考ええる理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県スポーツ協会や中央競技団体からの補助金等の会計処理は適切な申請と報告を行っている。事務局規程の順守と契約税理士の指導に基づき、適正に使用している。				(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	事務局規程の遵守及び契約税理士の指導に基づき、適正な会計処理を行っている。会計処理の内容については、会計責任者（事務局長）を定め、経理担当者や担当常務理事など複数人がチェックする体制を整えている。また、年次で監事2名による監査を受けている。	(1) 事務局規程			(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	年度毎の事業計画および事業報告、収支予算および収支決算は社員総会で決議を受けている。財務情報等については、今後ＨＰにおいて情報を開示していく予定である。	(1) 総会資料			(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	J B A の指導の下、現在作成中である。今後、審査を受けた後協会ホームページにおいて公開する予定である。				(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、協会役員一覧について、協会ホームページに公開している。理事会、社員総会にて決議された事業計画、事業報告については、今後HPにおいて公開していく予定である。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 総会資料			(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則6〕高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	1 1 市7 町と協力・連携体制をとっている。県協会理事も市町協会から複数人選出している。必要に応じて各市町協会に助言、適切な指導および支援を行っている。また、各市町から総会資料等を提出させ、収支予算・決算書等の把握を行っている。	(1) 組織図			(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。	(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☒